

# 東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース7月号

July 2023 | Volume 23



## 目次

1. 今月のハイライト	p.1	
2. 各国税務ニュース(2023年6月30時点)	p.2-3	
タイ	ベトナム	フィリピン
マレーシア	シンガポール	オーストラリア
3. セミナー情報	p.4	
4. 各国問い合わせ先	p.5	

## 今月のハイライト

1. 2023年5月16日、タイ投資委員会(BOI)は、投資奨励法に基づいて付与される税務恩典に対するグローバルミニマム課税ルール(第2の柱)の影響を緩和するため、新たな投資奨励措置を公表しました。本投資奨励措置は、既存のBOI被奨励企業、および2023年3月20日以降に新規でBOI申請を行う企業に適用されます。第2の柱の適用対象となる多国籍グループに所属する企業は、既存の法人税免税措置の他、法人税率の50%減税(かつBOI恩典対象期間を、10年を上限として法人税免税と比べて2倍にできる)を選択できます。
2. 2023年5月29日、ベトナム税関総局(GDC)は、みなし輸出入取引について、政令08/2015/ND-CP第35条の改正案に関するオフィシャルレター2587/TCHQ-GSQL号および2588/TCHQ-GSQL号を発行しました。GDCは、上記第35条に規定されるみなし輸出入取引を廃止し、当該取引を国内取引として扱ったうえで、関係する海外貿易業者は納税義務を果たすためにベトナムにおいて代理人を任命しなければならないとする改正案を提案しています。
3. 2023年6月6日のシンガポールの改正所得税法案において、シンガポールに経済的実体のない事業体による国外財産の譲渡に係る利益について、当該利益をシンガポール国内において受領した際に課税するという案が公表されました。本改正案は、2024年1月1日以降に生じた国外財産の譲渡に係る利益に対して適用されます。シンガポールで事業を行う企業は、本改正案の動向に注視し、事業への影響を検討すべきと考えられます。

## 各国税務ニュース(2023年6月30日時点)

### タイ

#### PwC Tax Insight #02/2023: BOI がピラー2の対象企業に対する新たな投資奨励措置を導入

 2023年5月16日、タイ投資委員会(BOI)は、投資奨励法に基づいて付与される税務恩典に対するグローバルミニマム課税ルール(第2の柱)の影響を緩和するため、新たな投資奨励措置を公表しました。

本投資奨励措置は、既存のBOI被奨励企業、および2023年3月20日以降に新規でBOI申請を行う企業に適用されます。第2の柱の適用対象となる多国籍グループに所属する企業は、既存の法人税免税措置の他、法人税率の50%減税(かつBOI恩典対象期間を、10年を上限として、法人税免税と比べて2倍にできる)を選択できます。

対象となる多国籍企業グループは、本投資奨励措置を選択することによるコストと便益を評価し、第2の柱による影響を低減する検討を行うことが推奨されます。

Tax insight(英文)については、日本語翻訳版を発行する予定です。PwCタイの [PwC Tax & Legal insights](#) のウェブページをご参照ください。

### ベトナム

#### みなし輸出入取引(In-country import and export取引)の廃止案について



2023年5月29日、税関総局(GDC)は、みなし輸出入取引について、政令08/2015/ND-CP第35条の改正案に関するオフィシャルレター2587/TCHQ-GSQL号および2588/TCHQ-GSQL号を発行しました。

GDCは、上記第35条に規定されるみなし輸出入取引を廃止し、当該取引を国内取引として扱つたうえで、関係する海外貿易業者は納税義務を果たすためにベトナムにおいて代理人を任命しなければならないとする改正案を提案しています。

### フィリピン

#### タックスフリーエクスチェンジに関する手続き変更



内国歳入庁(BIR)は、2023年6月8日にタックスフリーエクスチェンジ(免税となる資産の交換)に関する通達(RMC No. 65-2023)を公表しています。タックスフリーエクスチェンジは、合併等の税法で規定される各種組織再編の際、一定の条件を満たした場合に免税措置が受けられる制度です。本通達では、資産の所有権を移転する際に必要となるCAR(Certificate Authorizing Registration)の申請場所が変更されています。

### マレーシア

#### 6月のマレーシア税制アップデート



- SVDP2.0の開始とガイドラインおよびFAQの公表

2023年6月6日から特別自主開示プログラム(SVDP 2.0)が開始されました(2024年5月31日まで)。SVDP 2.0に関するガイドラインやFAQなどが内国歳入庁の [特設サイト](#)に公表されています。[本年3月の税制アップデート](#)でお伝えした通り、SVDP 2.0は、納税者が過年度の所得の無申告または過少申告を自主的に開示・修正することで、それに係る罰則が全額免除されるものです。

### シンガポール

#### シンガポール税務アップデート



#### 国外財産の譲渡に係るキャピタルゲイン課税(案)の公表

2023年6月6日に公表された改正所得税法案において、財務相は、シンガポールに経済的実体のない事業体による国外財産の譲渡に係る利益について、当該利益をシンガポール国内において受領した際に課税するという案を公表しました。

本改正案は、経済的実体要件を満たす場合には適用されません。経済的実体要件は、事業体が、

純粹株式保有事業体(Pure equity-holding entity/PEHE)であるか、PEHE 以外の事業体であるかにより異なっており、以下のとおり、PEHE については求められる要件が少なくなっています。

(経済的実体要件)

- PEHE:
  - ① 設立国の法令に基づく定期的な申告書等提出義務を果たしている、および、
  - ② 活動が従業員その他の者によってシンガポールにおいて管理・運営されている
- PEHE 以外の事業体:
  - ① シンガポールにおいて事業を行っている、
  - ② 活動が従業員その他の者によってシンガポールにおいて管理・運営されている、および
  - ③ 従業員の数・経験、事業支出の額、意思決定者等の要素を勘案して、シンガポールに合理的な経済実体がある

国外財産には、シンガポール国外に所在する動産および不動産が含まれます。株式の場合は、発行法人の所在地がシンガポール国外である場合には、国外財産として取り扱われます。

本改正案は、2024年1月1日以降に生じた国外財産の譲渡に係る利益に対して適用されます。

現時点では法案であり、上記の内容は、パブリックコメントを踏まえて変更の可能性があるものの、シンガポールで事業を行う企業は、本改正案の動向に注視し、事業への影響を検討すべきと考えられます。

分割払いされた株式譲渡対価の取扱いに関する判決

M&A による株式譲渡対価として支払われた金銭のうち、譲渡契約締結日から 2 年後に支払われた部分は、実際には株式の譲渡対価ではなく役務提供の対価に該当し、損益取引としてシンガポールにおける課税所得計算に含まれるとする判決が公表されました。

本件の売主は株式譲渡後も対象会社と別途契約締結のうえビジネスに関与しており、その対価をほとんど受領していなかったことや、取引当事者の意図等が総合的に考慮され、株式譲渡の対価ではなく、役務提供の対価と判断されています。

本判決を踏まえると、M&A 後に売主が事業に継続関与する場合等には、対価として支払われる金銭の課税関係が複雑になる可能性があり、事前に税務上の影響を検討する必要があると考えられます。

金利指標改革に伴う所得税法 13(4)条による免税措置の取扱い

所得税法 13(4)条の免税措置は、財務相による承認および官報通知の対象となっていることから、金利指標改革に伴う対象ローン・スワップの契約内容の変更は、免税措置の継続のために、財務相による再確認が必要とされました。

GST の税率改正に伴う経過措置

IRAS は、2023年5月19日に GST の税率改正に関する通達を公表し、2024年1月1日以降に行われる GST の税率改正(8%から 9%)に伴い適用される経過措置や納品時期、請求書、Credit note の発行方法などを中心に解説しています。

---

オーストラリア [Monthly Tax Update June](#)



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下について解説しています。

- 無形資産の取扱いに関する新たな PCG 草案

## セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

**海外の移転価格税制の最新動向：米国、欧州、オーストラリア、インド、中国・香港、インドネシア・タイ**

グローバル企業にとって、進出先となる各国・地域における移転価格税制対応は税務マネジメント上の重要な課題の1つです。本セミナーでは、以下の国・地域の移転価格に精通しているプロフェッショナルが、各国・地域の移転価格税制およびその執行状況の最新動向について解説します。

**配信期間：**2023年6月22日(木)～12月21日(木)

**配信方法：**オンデマンド配信

**詳細および登録リンク：**<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/tax-1230622.html>

---

### オペレーションに関わる移転価格(OTP)が日系企業にもたらす付加価値

OTPとは移転価格ポリシーの運用実務に関わるもので、多国籍企業全体における移転価格ポリシーの適切な実施をモニタリングし、最終的には各国における納税額の正確性を担保するものであり、移転価格実務のトレンドになっていきます。また、OTPは移転価格という税務の枠を超えた経営企画・管理やサプライチェーンマネジメント(SCM)などにも付加価値をもたらすものとも言えます。本セミナーでは、OTPが税務以外の領域にもたらす付加価値について詳しく解説します。

**配信期間：**2023年6月26日(月)～9月25日(月)

**配信方法：**オンデマンド配信

**詳細および登録リンク：**<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/tax-1230626.html>

---

### リスクリングビヨンド DX：成果創出につながるリスクリングとは —— 事例紹介を交えて3ステップで解説 ——

近年、DXを推進できる人材や生成AIなどの最新テクノロジーを使いこなせる人材のニーズが高まりつつあり、従来持ち得ていなかったスキルの取得や、既存スキルの底上げを目的にリスクリングが急務となっています。

現在リスクリングに取り組む企業は増え始めたものの、十分な成果を出せていないとの声が多いのが実情です。そこで本セミナーでは、成果創出につながるリスクリングのアプローチを3つの段階に分け、支援事例とともに解説いたします。

**配信期間：**2023年6月30日(金)～9月29日(金)

**配信方法：**オンデマンド配信

**詳細および登録リンク：**<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/c1230630.html>

---

### 【オーストラリア】税務セミナー：税制改正と予算案概要について

Jim Chalmers財務大臣は5月9日に政権発足後2回目の連邦政府予算案を発表しました。2022年10月の予算案で発表された過少資本税制、無形資産の低・無税率国での保有に伴うオーストラリアでの損金不算入、税務情報の一般開示については本年3月に草案が発表され、コンサルテーションのプロセスが進んでいます。

PwCオーストラリアの日本企業部では、上記の草案と5月9日の連邦政府予算案で発表された税制改正案について、日本企業に影響のある税制改正を掘り下げて解説します。

※ 競合企業の方のご登録はご遠慮ください。

**配信期間：**2023年5月15日(木)～11月末日

**配信方法：**オンデマンド配信

**詳細および登録リンク：**[https://event.webcasts.com/viewer/event.jsp?ei=1607765&tp\\_key=39c02f6ed4](https://event.webcasts.com/viewer/event.jsp?ei=1607765&tp_key=39c02f6ed4)

## 各國問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

**共同統括責任者** 神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwCインドネシア パートナー)

**PwC税理士法人**(日本) 神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、青木 一憲(金融)、本間 稔(移転価格)、田中 文人

**PwCインドネシア** 菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井和光、深澤 直人、濱田 孝一、松澤 智之、石山 洋平、水野 直樹、井上 由貴  
問い合わせ先:id\_jbd@pwc.com

**PwCタイ** 魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、木村 洋平  
問い合わせ先:th\_jbd@pwc.com

**PwCベトナム** 今井 慎平(カントリーリーダー)、小暮 寛之、塚本 裕之  
問い合わせ先:vn\_jbn@pwc.com

**PwCフィリピン** 東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、大川 恵津子  
問い合わせ先:ph\_jbd@pwc.com

**PwCマレーシア** 杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、水本 賢一、緩詰 真梨子  
問い合わせ先:my\_pwc\_japandesk@pwc.com

**PwCシンガポール** ハワード・オオサワ(ジャパンデスク 税務統括)、北村 勝信、山本 尚紀、海谷 亮介  
問い合わせ先:sg\_japan\_desk\_tax@pwc.com

**PwCオーストラリア** 寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介  
問い合わせ先:au\_japan@pwc.com

## Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

 バックナンバーは、こちらからご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界152カ国に及ぶグローバルネットワークに約328,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.